

令和2年3月19日

常総市条例第5号

常総市企業立地促進条例をここに公布する。

常総市長 神達岳志

常総市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、事業所の新設又は増設を行う事業者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における企業の立地及び雇用の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 統計法(平成19年法律第53号)に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち規則で定める事業(以下「事業」という。)の用に供する工場又は施設をいう。
- (2) 新設 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に事業所を有しない事業者が、市内に新たな事業所を設置すること。
 - イ 市内に事業所を有する事業者が、市内に新たな事業所(既存の事業とは異なる事業の用に供するものに限る。)を設置すること。
- (3) 増設 市内に事業所を有する事業者が既存の事業所を拡充し、又は新たな事業所(既存の事業と同一の事業の用に供するものに限る。)を設置することをいう。
- (4) 常時雇用者 事業者と雇用契約を締結した者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 雇用期間の定めのない者
 - イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者

(5) 新規常時雇用者 常時雇用者（事業所の新設又は増設（以下「新設等」という。）に伴い、事業者と新たに雇用契約を締結した者に限る。次号において同じ。）であって、第6条第1項の規定による申請の日（以下「基準日」という。）前の1年間において継続して住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

(6) 転入常時雇用者 常時雇用者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 事業者と雇用契約を締結する日前の2年間において継続して市外に住所を有し、かつ、当該雇用契約の締結日以後に本市に転入した者

イ 基準日前の1年間において継続して住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者

（奨励金の交付）

第3条 市長は、事業所の新設等を行った事業者が当該事業所の操業を開始した場合に、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 企業立地奨励金

(2) 雇用拡大奨励金

（企業立地奨励金）

第4条 企業立地奨励金は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に対して交付する。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当すること。

ア 新設の場合 新設する事業所に係る土地及び建物（この条例の施行の日以後に取得するものに限る。）の取得価格の合計額が1億円以上であること。

イ 増設の場合 増設する事業所に係る建物（この条例の施行の日以後に取得するものに限る。）の取得価格が5,000万円以上であること。

(2) 基準日において、新設等を行った事業所に係る常時雇用者を5人以上雇用していること。

- 2 企業立地奨励金の額は、新設等を行った事業所が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税（当該事業所に対して課する固定資産税（土地及び建物に係るものに限る。）に限る。）に相当する額とする。ただし、当該額が2,000万円を超える場合は、2,000万円とする。
- 3 企業立地奨励金は、前項の規定により算定した額を、新設等を行った事業所が操業を開始した日以後に、最初に固定資産税を課する年度から起算して3年間交付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者が納期限の到来した市税、水道料金その他市の使用料等を完納していない場合は、企業立地奨励金の交付を受けることができない。

（雇用拡大奨励金）

第5条 雇用拡大奨励金は、企業立地奨励金の交付を受けることができる事業者が新規常時雇用者又は転入常時雇用者と雇用契約を締結した日から基準日までの間、当該新規常時雇用者又は転入常時雇用者を引き続き雇用する場合に交付する。この場合において、雇用拡大奨励金の交付は、一の事業者につき1回限りとする。

- 2 雇用拡大奨励金の額は、新規常時雇用者の数に10万円を乗じて得た額及び転入常時雇用者の数に15万円を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が500万円を超える場合は、500万円とする。

（交付の申請等）

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に交付の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、その旨を当該申請をした事業者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 前条第2項の規定により奨励金の交付の決定を受けた事業者（以下「交

付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 奨励金の交付の申請の内容に変更があったとき。
- (2) 新設等を行った事業所が操業を休止し、又は廃止したとき。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 新設等を行った事業所が操業を開始した日から10年以内に当該事業所の操業を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたと認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

(立入調査)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(地位の承継)

第10条 交付決定者に合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、市長が認めるときに限り、当該交付決定者の地位を承継することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所の新設等を行う事業者について適用する。